

仕様書

1. 件名

豊中市市有施設等で使用する電力調達（低圧）

2. 概要

- (1) 受電場所 別表1調達施設一覧表のとおり
- (2) 契約種別 別表1調達施設一覧表のとおり

3. 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約
- (2) 予定使用総電力量 別表1調達施設一覧表のとおり
- (3) 供給期間 令和4年（2022年）4月検針日から令和5年（2023年）4月検針日前日まで
- (4) 契約電力（契約容量） 別表1調達施設一覧表のとおり

（ただし、令和2年度実績値（実績がない施設は別途積算した見込値）のため、見積価格を算出するための参考値とする。）

- (5) 予定年間使用電力量（使用電力実績） 別表1調達施設一覧表のとおり

（ただし、令和2年度実績値（実績がない施設は別途積算した見込値）のため、見積価格を算出するための参考値とする。）

- (6) 電力の検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は豊中市と受注者の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

また、計量期間は前月の計量から当月の計量までとする。

- (7) 電気料金の算定

料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

なお、基本料金及び電力量料金の算定方法は次のとおり。

また、基本料金単価は、施設グループごとに同一単価とすること。

ア基本料金

グループ（従量電灯A）

1 契約あたりの最低料金

グループ（従量電灯B）

基本料金＝契約容量×基本料金単価

グループ(低圧電力)

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \left((185 - \text{力率}) / 100 \right)$$

イ電力量料金

$$\text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額}$$

(8) 力率

入札価格算定時及び電気料金算定時における力率は90%とする。

(9) 燃料費調整等

燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者が定める電気供給条件（低圧）に準ずるものとする。なお、当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者が電気料金の改定により、電気供給条件（低圧）を変更した場合は、燃料費調整単価の算定に用いる基準燃料価格及び基準単価に、どの時点の値を適用するかについて、豊中市と受注者の協議のうえ、決定する。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(10) 請求および支払方法

①受注者は、その代金の請求を毎月行うこととし、豊中市は請求書を受領した日から30日以内に、その代金を支払うものとする。

②請求書は一括で資産管理課への提出を基本とするが、必要に応じて各施設に請求すること。

③請求書の他に施設毎の内訳（契約電力、使用電力量、請求額等）を一覧にしてまとめたデータを月毎にダウンロード可能にするか、もしくはメール等で送付すること。詳細については協議によるものとする。

(11) 供給地点特定番号

契約締結後速やかに一覧を Excel データで提供します。

4. 契約電力の変更

供給期間中に対象施設の廃止等があった場合は、契約電力の変更に応じること。

なお、入札日時時点で廃止等を予定している施設はない。

5. その他

(1) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。

(2) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、豊中市から有効電力量等必要なデータ（30分ごとの電力使用量データ等）提供の求めがあった場合は、こ

れに応じること。

(3) 通信設備等

ア当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし、設置工事については、受注者の負担とする。

イ通信設備等の取付場所は、豊中市と受注者の協議の上、場所を選定し豊中市が提供する。

ウ通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

(4) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者の定めに基づき、豊中市と受注者の協議により定める。

(5) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。